

ごみの出し方を再確認しましょう

令和6年11月29日
神栖市役所 廃棄物対策課

4月1日からごみの出し方が変更になりましたが、集積所にごみが残っていることがあります。分別方法を再確認して出しましょう。

ペットボトル・繊維類は不燃ごみでは出せません

ペットボトルは資源（プラスチック類）、繊維類は資源（古着・古布類）で出して、リサイクルしましょう。

※油汚れなど汚れが取れないペットボトルや繊維類、ゴム製やわたが入っている繊維類はリサイクルできません。可燃ごみで出しましょう。



プラスチック類は「プラマーク」・汚れの有無で分別しましょう

※「プラマーク」は商品本体だけでなく、ラベルに記載されていることもあります。ラベルも確認しましょう。

分 別	出 し 方
「プラマーク」のあるプラスチック類 （食品用トレイ、タマゴパックなどのプラスチック製容器で汚れのないもの）	資源（プラスチック類） 1. キャップ・ラベルを取る 2. 中をすすぐ 3. ラベル・キャップも一緒の袋に入れる
「プラマーク」のないプラスチック類 （まな板、ポリバケツ、プランターなど）	不燃ごみ
汚れの取れないプラスチック類 （冷凍食品の袋、ソースや油の容器など）	可燃ごみ

リサイクルできるものは資源として出しましょう

ごみも汚れが取れれば資源となります。汚れを取って資源で出しましょう。

品 目	汚れが取れる時の出し方	汚れが取れない時の出し方
「プラマーク」のあるプラスチック類・ペットボトル	資源（プラスチック類）	可燃ごみ
ビン・缶 ※キャップは不燃ごみ。	資源（ビン・缶）	不燃ごみ
古紙類（新聞・ダンボール・紙パック・雑誌など） ※アルミを貼った紙や、ビニール加工された紙など特殊加工をしたものは可燃ごみ。	資源（古紙）	可燃ごみ
繊維類（セーターや布製品等） ※ゴム製のものやわたが入ったものは可燃ごみ。	資源（古着・古布類）	可燃ごみ